

## 令和6年第6回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年7月22日（月曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	7月22日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	7月22日 10時53分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
			11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員	5	虻 江 修 議員		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	教 育 長	玉城洋之君	総務課長	島袋英樹君
	福祉課長	島袋裕次君	住民課長	平敷兼清君
	会計管理者	玉城睦美君	農林水産課長	浦崎 悟君
	企画課長	新保礼人君	建設課長	西江 忍君
	建設課参事	知念利次君	教育行政課長	新城米広君
	商工観光課長	金城幸人君	公営企業課長	玉城正朝君
	医療保健課長	万寿祥久君	総務課長補佐	古堅裕喜君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和6年第6回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年7月22日（月）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（11番内間広樹議員・2番知念邦夫議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	議案第51号	農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の請負契約について
第6	議案第52号	村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事の請負契約について
第7	議案第53号	令和6年度伊江村一般会計補正予算（第3号）
第8	発議第3号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書
第9	発議第4号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまより、令和6年第6回伊江村議会臨時会を開会いたします。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

(開会時刻10時00分)

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 内間広樹議員、2番 知念邦夫議員を指名します。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定について議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張等について、報告します。

7月4日、那覇市で開催された町村議会議長会定例役員会へ出席しました。

7月5日、沖縄県農業政策確立生産者大会が豊見城市で開催され出席しました。

7月9日から10日、東京都で開催された、西日本各県町村議会議長会協議会及び都道府県会長会へ出席しました。

7月14日、横浜市鶴見区で開催された関東伊江島城会第28回定期総会・懇親会へ副議長を出席させました。

7月18日、米軍人による物損事故について、村長、副議長、総務委員長で沖縄防衛局長に対し口頭要請を行いました。その後、北部地区議員・職員研修会及びスポーツレク交流会が金武町で開催され、議員7名、事務局3名が出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

おはようございます。令和6年第6回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、御出席を賜り感謝を申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。

1点目に、伊江村郷友会総会の開催と船賃割引カードの交付について。村民との交流促進と郷友会のさらなる活性化を目的に、7月6日土曜日、南風原町中央公民館で令和6年度の伊江村協議会定例総会が開催されました。会場におきまして、村郷友会会員へ船賃割引カードとフェリー優待券の交付を実施いたしました。優待券の交付実績として、58名の郷友会会員へ1人当たり5枚、総数で290枚のフェリー優待券の交付を行っております。この事業が、郷友会皆さんの「郷里伊江島」への渡航の利便性向上と郷友会組織の強化及び諸活動の活性化につながるよう祈念いたします。

2点目に、島らっきょう栽培における農薬適正使用講習会の開催について。7月9日火曜日、農村環境改善センターホールにおいて、島らっきょうの生産者を対象に「農薬適正使用等の講習会」を開催いたしました。会場には生産者52名が参加され、沖縄県農業改良普及課や株式会社マイファーム、沖縄共同青果株式会社が講師となり、「農薬適正使用の方法」や「市場出荷における収益向上のポイント」など、5つの項目に分けて説明がありました。島らっきょうの一大産地として、消費者からの信頼を高め、伊江島産の島らっきょうのブランド力の向上を図る上でも重要な取組となりました。

3点目に、第28回関東伊江島城会の開催について。第28回関東伊江島城会総会が、7月14日日曜日、横浜市鶴見区の「おきつる会館」で開催され、副村長、役場総務課長を出席させました。村からは内間副議長、観光協会の山城会長、及び知念邦夫会長も出席をされております。玉城会長の進行の下、事業報告が承認され、その後の懇親会では、歌三線や芸能、カラオケなど多彩な舞台で盛り上がり、交流が図られたと報告を受けております。

4点目に、アザミウマ類の害虫防除講習会の開催について。7月18日木曜日、農村環境改善センターホールにおきまして、花卉、島らっきょう、葉たばこを生産する農家を対象に、農産物の生産に被害を及ぼしている「アザミウマ類の害虫防除に関する講習会」を開催しました。講習会では、沖縄県農業研究センターの喜久村智子氏、沖縄県病害虫防除技術センターの新崎千江美氏を講師にお招きし、「アザミウマ類の生態と防除について」と「効果的な農薬の使用方法について」の専門的な知見からの説明がございました。今回の講習会には生産者92名が参加され、非常に有益な情報提供の場となりました。今後とも関係機関と情報共有を図るとともに、生産者には学んだ知識と技術を生かし、日頃の肥培管理とさらなる農業振興が図られるよう期待申し上げます。

5点目に、米軍人による物損事故に対するG7及び防衛局要請について報告をいたします。既に議会の皆さんにも報告がございましたが、7月5日、米軍人が村内のバーにおいて午前1時頃から午前3時頃まで飲酒を行い、車で伊江島分遣隊に戻る途中、電柱に衝突する事故があり、村駐在が飲酒検査を行ったところ、呼気中のアルコールが0.3ミリグラム以上あったことを確認しており、酒気帯び運転の基準値を上回る状態での事故であり、誠に遺憾であります。現在、沖縄県警が事実確認中であり公式は発表を待っているところでございますけれども、事故の週明けに現地副隊長を呼んで、強い抗議と飲酒への村内での自粛を求めました。その後、7月10日に北中城にある在沖海兵隊基地司令部において、G7ですが、基地海兵隊司令部大佐、副司令官らが、米軍人による今回の車両物損事故への謝罪を受けております。席上、私からは、村内での飲酒の自粛や、それからその他の様々な今回の事故に対する抗議を行っております。また7月28日から実施される予定の日米合同訓練への安全管理の徹底などを強く求めております。また、7月18日に村長、議長、副議長、議会総務委員長で沖縄防衛局に対し、米軍関係者の「村内での飲酒の自粛」及び「飲酒運転に対する規律の徹底管理」などを含め、今回の事故に対する口頭要請を行っております。運転していた本人も含め村民にも人的被害はなく安堵しているところではありますが、しかし飲酒運転による事故は誠に遺憾であります。今後同様な事案が発生しないよう、関係機関との連携を図ってまいります。

6点目に、児童生徒の活躍状況について。児童生徒のスポーツ、文化面での活躍状況については、お手元に配付してあります資料のとおりであります。また、九州や全国大会に派遣される児童生徒に対して、7月19日に激励金の授与式と激励会を行っております。後ほど御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思います。

7点目に、建設事業の執行状況報告について。令和6年6月25日、定例会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり工事2件、委託業務3件、備品購入1件、合計6件を執行しておりますのでご報告といたします。

8点目に、企業版ふるさと納税の高額寄附についての報告をいたします。6月28日に大阪市にある株式会社パイオニアから1,000万円の御寄附がございました。6月29日に取締役会長の安村健栄氏が役場を訪れ贈呈式を行っております。安村氏は東江上区出身で、昭和27年生まれの72歳で会社経営の傍ら、定期的に沖縄を訪問し同級生や郷友会などと交流を持ち、県内の交通遺児育英会などにも寄附を行う奉仕の精神を持ち合わせた方です。安村氏は「長年、島に恩返しを考えていたけれども、今回このような形で迎えていただき感銘を受けた」「これからの島の子どもたちのために何かお役に立てるよう頑張りたい」とお話をされておりました。寄附金は企業版ふるさと納税の趣旨を踏まえ、子育て支援を含めスポーツ振興、そして子どもたちのために有効に活用させていただきたいと考えております。

以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 議案第51号 農業集落排水処理施設整備工事（R6機械整備）の請負契約について。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第51号 農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の請負契約についての提案理由を御説明いたします。

契約の目的、農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）でございます。契約金額が2億7,720万円、契約の相手方、共和化工 株式会社沖縄営業所、株式会社 翔南工業特定建設工事共同企業体。代表者、那覇市宇仲井間243番地2、共和化工 株式会社沖縄営業所、所長、瀧澤 篤と契約したいと考えております。

なお、本工事は沖縄振興公共投資交付金、ハード交付金を活用しており、農業集落排水処理施設における汚泥等の処理機械の設置や、防水工事などを実施するものであります。

詳細につきましては、農林水産課長のほうから説明をさせますので、御審議方よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは説明をさせていただきます。

本契約の内容は、令和6年3月の臨時議会にて契約議決を行った、川平ゲートボール場東側に工事を進めている農業集落排水処理施設整備工事（建築）の建物内に設置する汚泥等の処理機械の設置及び防水工事などとなっております。本工事は沖縄振興公共投資交付金、補助率90%となっており、工事期間を令和6年7月25日から令和7年3月21日の240日間を予定しております。それでは添付資料を基に工事概要を説明いたします。お配りしております入札結果報告書の次のページのフローシート、こちらを御覧ください。A4横となっております。

この資料で朱書きとなっている部分が今回の契約において、本年度で整備する機器類となっております。主にポンプ装置や攪拌装置、ばっ気装置、不純物を取り除くスクリーンなどとなっております。今回の契約において全ての機械等を発注していない要因ですが、近年の沖縄振興予算の減額に伴い、今年度予算についても要求額に対して半分にも満たない交付決定額となったため、配分された予算に合わせた機器類の選定を行って入札を行いました。残りの機器類につきましては、次年度に発注を行い、令和7年度の本施設の完成

を予定しております。この資料の次のページの色がついたフローシートを御参照ください。今回、処理施設の型式として採用しているのが、JARUS-14R型というシステムを採用しております。その汚泥処理のフローシートのポンチ絵となっております。当該処理方法は、ばっ気槽による好気処理と嫌気処理を繰り返し、途中でスクリーンによる夾雑物の除去や各工程のポンプによる送り出しによって処理が行われます。そのために必要な機器類の一部を今回の整備する工事内容となっております。以上、御審議方よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

国の補助金が少なくなったという説明でしたけれども、今回の2億7,000万円というのは、全体の何割ぐらいなのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今回は中に入れる処理をする機械のおおむね半分、若干半分に届かない程度の機器類となっております。ですので残りの半分の機械を次年度の予算で中の機械を整備したいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時15分)

再開します。

(再開時刻10時17分)

ほかに質疑ございませんか。

休憩します。

(休憩時刻10時17分)

再開します。

(再開時刻10時21分)

ほかに質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第51号 農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の請負契約について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号 農業集落排水処理施設整備工事（R6機械設備）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 議案第52号 村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事の請負契約について。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

議案第52号 村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事の請負契約についての提案理由を御説明いたし

ます。

契約の目的、村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事でございます。契約金額が5,258万円、契約の相手方、那覇市銘苅1丁目10番12号、南西空調設備 株式会社、代表取締役社長 久高将泰と契約したいと考えております。

なお本工事は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用しており、ゴルフ場内にある東側ポンプ室のポンプ機器一式の更新をするものでございます。

詳細につきまして、建設課長から説明させますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

それでは、村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事について御説明いたします。

今回の工事内容につきましては、機械設備工事となっております。議案の次のページ、資料の3枚目、全体配置図を御覧ください。A4横の図です。全体配置図、18番ホールグリーン右側にポンプ室が設置してございます。1枚資料をめくっていただきまして、そのポンプ室の中に設置してございます今回石垣の部分が今回の工事範囲となります。既存の給水加圧ポンプユニット、それと電動フィルター、それに付随するポンプの制御盤及び配管を更新整備する工事となっております。工事期間につきましては、7月25日から年明けまして令和7年3月25日、244日間を予定しております。以上で議案第52号 村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事の請負契約についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

このポンプ施設は、吸い取ってどこのほうに水を持っていくのか、そこら辺を少し説明お願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

このポンプ室から散水される部分は、コースの散水用とハイビスカス園にも一部給水をしております。この2か所が主な給水箇所でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第52号 村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事の請負契約について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号 村民レク広場ゴルフ場東側ポンプ改修工事の請負契約につ

いては、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 議案第53号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第53号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明いたします。

令和6年度伊江村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいと思います。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,862万9,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細にわたりまして、事項別明細書をもって各担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは事項別明細書、歳出1ページをお願いします。2款1項4目財産管理費156万2,000円の減額は、24節積立金で本補正予算の財源調整分として計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出2ページ、3款2項1目児童福祉総務費、17節備品購入費は、子育て支援センターのプリンター購入費として6万6,000円の計上。3目保育所費、17節備品購入費は、西保育所の保育用の洗濯機購入費として5万円の計上でございます。いずれも使用不能となり、保育業務運営に支障を来たし、早急に対応したく今臨時会で計上するものであります。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

歳出3ページ、4款1項4目環境衛生費13万円の計上は、22節、歳出101. 墓地永代使用料還付金で、令和元年に永代使用許可をされた方から墓地整備のない旨、霊園使用料還付申請がございましたので、条例の規定に基づき永代使用料26万円の2分の1、13万円を還付する予算措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

歳出4ページです。10款6項3目学校給食費131万6,000円の増額は、10節、細節6. 修繕料の計上です。年1回夏休み期間中に保守点検の委託をしている業者が点検に来ますが、スチームオーブンの温度センサーが故障したため、その確認を兼ねて前倒しで6月末に点検を実施しております。その点検にてスチームオーブンの温度センサーの取替えに加え、オイルタンクの取替え、温水ボイラーの配管の取替えの必要があるとの報告があり、補正計上しております。容量が405リットルのオイルタンクは、設置から28年が経過してお

り、これまで何回かさび止めなど修繕をしておりますが、経年劣化で一部支柱が折れ、倒壊の恐れがあることから新品のタンクと取替えたく計上しております。また、温水ボイラーの配管は亀裂が見られることから破裂の恐れがあり、配管を取り替えるための修繕料を計上しております。夏休み期間中に修繕を完了したく計上しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第53号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから歳出一括して質疑を許します。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

歳出3ページ、歳出の101、墓地永代使用還付金に関連して質疑します。

来月の10日が旧の七夕になりまして、伊江村では七夕のときに墓の掃除等が全村的に行われます。同じく墓地団地に関してもそのときに大分掃除されているんですが、墓を設置されている方はおのずとその場所で墓の掃除をされています。しかしながら、墓の設置をまだされていないところは、そのまま草が生えて繁雑にされており、隣接される墓地の方からたまに苦情等が寄せられるときがあります。村としてまだ設置されていない方に、その予定地に関して草刈り等を周知して、隣に迷惑がかからないように周知はできないかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

この墓地団地の管理用道路というんでしょうか、その辺につきましては、既に清掃作業をするように指示を出しているところがございます。それ以外の永代使用权の許可を得た区画につきましては、議員御指摘のとおり、こちらのほうからしっかりと連絡を取って、管理するよう連絡を取っていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時35分)

再開します。

(再開時刻10時35分)

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

ちょっと舌足らずで申し訳ございません。旧盆前、七夕前にはしっかりと管理用道路も含め清掃等、除草作業をしていきたいと思いますが、これまで永代使用权の許可を得た方でも、なかなか草刈り、除草ができていないところにつきましても、しっかりと村のほうで把握しながら、併せて可能であれば除草剤等をまいて除草作業ができるような形を取っていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

永代を設置されたその敷地内も全部村が管理するということなのかな、今の言い分は。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

そういう訳ではございません。永代使用权の許可をもらっていますが、墓地の整備がされていなくてまだ墓地が建設されていないところは、しっかりと管理してくださいという連絡も取りながらそういったことが

できない場合には、村のほうでも手助けして除草剤等がまけるような形で作業は取っていききたいということになります。整備されているところにつきましては、永代使用権をいただいている方は管理、整備をしていただきたいというふうに考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

島袋 勉議員からのこの件については、何回か以前に議会でもありました。前村長のときも、私が副村長のときもそうですが、やっぱりこの土地を買った方々、また永代使用を得た方々は村外にもいるわけですよ。村内にもいらっしゃるんですが、墓も建てていないのに自分の墓用地を掃除しに行くというのは、あまりにも不吉だという人もいるみたいなんです。そういったこともあっているんな情報を得ながらやって、永代使用権を得てまだ墓を建てていないところは、やっぱり草が相当伸びたところがあります。それを除草剤でまくように以前にも指示したこともあるので、今後できるだけその方法をやっていきながら、団地内の公道の整備もありますから、できるならばそうしながら村内にいる永代使用権を得た方は、できるだけ契約するときにも年に1、2回は掃除をしてくださいねということ、今まで実は促していなかったかもしれないという反省点も踏まえながら、現段階においては除草剤をまきながらやっていければなど。以前は草刈りをする作業員もいたんですよ。ですからやっていたときもあります。現在できない場合のときもあるので、除草剤でもいいのかなというふうに考えていますから、墓を建てていないところについては除草剤もまきながら、そして新たに契約する方々には、しっかりと今後そういった管理をしてくださいねという促しもしていきながら、どちらにも柔軟に対応できるように墓地団地に実際墓を持っている方がいらっしゃいますから、その方々のためにもしっかりと環境整備をしていけるような努力を行政側としても今後やっていきたいと思っておりますので、あとしばらくそのことについては、しっかりとやっていけるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第53号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 発議第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書を議題といたします。

本案は、提出者、島袋 勉議員。賛成者、宮城弘和議員、島袋義範議員、内間広樹議員から提出されております。

本案について、趣旨説明を求めます。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

発議第3号につきましては、7月17日の全員協議会において採択され、本臨時会に提出するものでございます。

それでは、発議第3号を読み上げて提案させていただきます。

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書。

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の米空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。少女への性的暴行という極めて重大事件にもかかわらず3月27日の起訴から約3か月もの間、外務省、沖縄防衛局及び沖縄県警等は、沖縄県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになった。

さらに5月26日、在沖米海兵隊上等兵による性的目的の女性暴行致傷事件が発生し、令和5年1月から令和6年5月末までの間で、性的暴行事件がほかに4件存在することが新たに判明し、今月4日には米海兵隊員による女性へのわいせつ行為の疑いで現行犯逮捕されるなど、短期間でこれだけ性犯罪が続くことに対し、女性への尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

沖縄県民はこれまで在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱え、このような事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきたが、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取り組み姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、本村議会は、県民の生命、財産、人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記、1. 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。2. 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、二次的被害の防止を徹底すること。3. 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこと。4. 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村へ迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。5. 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年7月22日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、警察庁長官、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長。

本日採択されれば、郵送にて対応したいと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕  
討論なしと認めます。

これから発議第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

---

### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 発議第4号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議を議題といたします。

本案は、提出者、宮城弘和議員。賛成者、島袋 勉議員、島袋義範議員、内間広樹議員から提出されております。

本案について、趣旨説明を求めます。3番 宮城弘和議員。

### ○ 3番 宮 城 弘 和 議員

発議第4号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議につきましても、7月17日の全員協議会におきまして採択され、本臨時会に提出するものでございます。

なお抗議決議文につきましては、先ほど発議第3号意見書同様の内容となっておりますので割愛させていただきます。

宛先は、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

全て郵送で対応したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから発議第4号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第4号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

---

### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理

を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第6回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員 (11番) 内 間 広 樹

署名議員 (2番) 知 念 邦 夫